

## 入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり) (1日3食を限度)	
一般 (下記いずれにも該当しない者)	一般 (下記いずれにも該当しない者)	490円	
低所得者Ⅱ (住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の 入院期間が90日以内	230円
		過去1年間の 入院期間が90日超	180円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	110円	
低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は 指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに 該当しない 指定難病患者	280円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老齢福祉年金受給権者